

教育と研究における著作権考

中村 彰

A Discussion on the Fairuse of Copyrighted Material in Education and Research

Akira NAKAMURA

はじめに

教育現場での著作権の取り扱いに関して、遅きに失した感拭えないものの、教育に携わる立場の関係者が汎く共通に認識しておく時期にかかっていると判断する。具体的な例をはじめに掲げ、我々の認識の程度を確認してみたい。因みに、筆者は何れも回答に窮したものばかりである。

著作権の教育上の特例として「授業で学習者に提示する資料として、授業の担当者が必要部数を原著から必要な一部を複写して関係する学習者に配布することは認められている」ことを知らない教育関係者はいないであろう。では、1) 余った資料はどの様に処理すべきであろうか、2) その複写資料が「音楽演奏」や「絵画」の一部であればどうであろうか、3) 資料の提供の仕方として「InternetのWeb Page」であればどうであろうか、4) 別な担当者が同様の趣旨の教育の場でこの複写された資料を配布することはどうであろうか。4つの想定事例に類似するものについて、合理的な説明を行い得ることが喫緊の課題として我々教育関係者に求められていると考える。

平成15年4月の教養基礎教育の調査・研究委員会において、著作権協会から無償で提供されている9種類の小冊子を取り寄せ、席上で構成員全員に配布した。冊子の一部を全学の構成員に資料として配布すると共に、全学の教育委員会での議論とすることを提案した。残念ながら、全学教育委員会での議題にはなっていないようである。この小論を通じて関係者の著作権への実践的考察の機会となれば幸いである。

尚、この論考に際し、参考とさせていただいた資料は、末尾の参考資料に掲げるものであり、資料から多大の知識の提供を得たことに感謝申し上げたい。特に、「社団法人 著作権情報センター」の多数の資料と、文化庁著作権課長（当時）の岡本薫氏の講演資料（CIEC第28回研究会、「ネットワーク時代の著作権法」、於：大学生協連（東京/杉並）、2001年）および氏の著書である「社会教育関係者のためのマルチメディア時代の著作権—「人権」を守るために」（岡本 薫，（2001/09）全日本社会教育連合会）からは具体的な想定事例の解釈や説明について参考になったことを付言したい。

1. 本論考の動機

私が著作権に関する体系的な理解の必要性を感じたのは、自身の20年を超える教育活動の中で、著作権の教育上の総論的な取り扱いに関してさえ殆ど無知状態であったことに加えて、情報処理や情報通信網という新たな方法論と伝達媒体が関与すると、殆ど混沌状態に陥り、先に指摘した想定事例にさえ合理的な判断をなし得ない体たらくに愕然としたからであった。

複雑化する現在の社会が様々な現代的観点や課題が知らず知らずの内に発生しており、従来の規範が役に立たなくなりうることを我々は体験している。Martin Heideggerが指摘する「立て集めに従う技術体系（all-enframing technological system, Gestell）」という概念を、私の内に確実に具現的に理解/想像できるようになったのは、

計算機や情報通信網という技術と教育に関する私の今日の状況に至ってのことである。

Heidegger の指摘する「技術の危険」は、「原発事故」でも「技術至上主義批判」でもなく、我々が普段考え方の規範としている内容が新しい技術によって完全に変わってしまう可能性への警鐘にある。その結果、技術がもたらすこの危険が顕在化しないままに、我々の内に何の準備も行い得ない事態が推移することになる。その「危険」を Heidegger は指摘した。技術が直接もたらす危険は謂わば形而上学的な危険であり、技術の形而下に現れる欠陥は技術で克服できるが、形而上学的な危険に対しては技術では対処できないという指摘であった。

著作権についても、実は、この種の現実的な状況が発生していると私は考えている。従来の授業用資料の配布に認められている著作権の特例措置が、情報機器と情報通信網の進展にともない、意外にも「通用しない」、「不透明になっている」、「新しい教育方法を阻害している」といった状況が発生しているのである。例えば、Web Page によって資料を配布/提供する場合、従来の著作物の印刷物を教室で配布するのとは様相が異なっている。他方、Internet などを利用した e-learning や遠隔教育 (distance education) の推進の立場からは、授業用資料の配布や配信は不可欠な要素である。また、「学習」という概念が Internet の出現によって大きくその概念すら変容しつつあるとき、原理的に誰でもが「覗き見」や「複製」ができる環境下で、著作権の特例の範囲に従った授業の資料の提供はどのような形態で許されるのであろうか。あるいは、どのような考慮が必要なのであろうか。明快な回答や対処法が得られていないのが現状であろう。

全地球規模において、然し、Internet は張り巡らされ、一国の政治体制すら崩壊に導くほどの計り知れない権能と効果が既に存在している。Marshal McLuhan が指摘する「メディア論」の帰結は、「Media が人間と世界を媒介する」と考えるのではなく、寧ろ、「人間の拡張によって広がる全体が『世界』である」と主張している。「人間の拡張」とは McLuhan 自身は「機械技術を基盤とする視覚文化から電気技術を基盤とする聴覚文化への人間の拡張 (中枢神経組織を外在化、

「意識の拡張)」と指摘した。彼は更に、「電氣的技術の拡張という現実、その全てが『情報』という体系にそっくり移し変えられるだろう」とも予測している¹⁾。近代科学技術の曙光期の 16 世紀に Francis Bacon は「活字印刷」、「羅針盤」、「火薬」の 3 つの技術の中心領域であると指摘した。20 世紀になり、Heidegger は「情報」、「交通」、「軍事」を指摘すると共に、それらが立て集められて新しい形而上の危険が潜む世界が出現すると予言した。更に、晩年には、就中、「情報技術」が「交通技術」と「軍事技術」をも規定すると指摘した。

Heidegger と McLuhan の思索と予言は、現時点において当たっていると思われる。であるならば、旧来の著作権に関する「規範」を整理しつつ、「形而上の危険が潜む世界」に対する「防御」を講ずる必要性があろう。我々は「形而下の変化」に伴う「形而上の見えざる変化」に関して「心の準備」をしておくことに如くは無いであろう。変動と変革期にある我々の社会において、現時点での著作権に関する考え方や規範が McLuhan の指摘する「情報体系 (information system) への移行」に変容する可能性が的中しないとも限らない。

著作権に関する全地球規模の「了解事項」は国際条約に求めることができる。著作権に関する国際条約は明治 18 年 (1886) の「ベルヌ条約 (文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)」が初出で、明治 21 年に我国も加入している。その後、「万国著作権条約」(1952, 1956 年日本加盟)へと進むが、これらの条約は何度も改定されている。最も新しい内容は、両条約共に 1971 年 12 月の改正 (各々、1975 年と 1977 年に効力発生) である²⁾。

両条約の最終改定年である 1971 年は、現在の「情報化社会の口火」となった、「Intel 4004」という CPU が嶋正利氏らによって開発/発売された年でもある。この間、「複製」と「送信」という著作権法で規定される技術的な爆発的發展が、文字通り日進月歩の速度でもたらされてきた。従って、1971 年の「ベルヌ条約パリ改正条約」や「万国著作権条約パリ改正条約」も、現時点での「情報化社会」に対して十分に堅牢であるとは言いきれないであろう。

兎に角、これらの2つの国際条約が規範となっており、各国の著作権法が定められているのが実情である。しかも、著作物の取り扱いが国によって異なっている。

2. 社会変化の尺度としての著作権法

我国の著作権に関する法律は、明治32年の「(旧)著作権法」に始まる。法では著作権が著作者の死後30年間の保護を規定し、著作物を文字を中心とした原著作物に加え、適法な編輯著作物、活動写真術(映画)著作物等に対しても認め、無線電話の放送権、音の機械的複製権、写真肖像権等の著作人格権を認めているが、出版権に関する比重が極めて重い。この法律に関して、昭和14年に「(旧)著作権に関する仲介業務に関する法律」が社会の経済活動の情勢の変化とともに、また、「著作物の出版、翻訳、興行、放送、映画化、録音その他の方法に依る利用」に関する事項が加わり、小説、脚本、楽曲の歌詞、楽曲が正式に著作物として認定される。今の時代では考えられない稚拙度である。「おおらか」な時代であったと解釈するよりも、著作権は「人権」であることを考慮すると、「少ない人権への配慮の時代」であったと解するほうが適しているのかも知れない。

戦後は、朝鮮戦争(昭和25年6月-28年7月)の最中の昭和27年の「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」なるものにより、第2次世界大戦の戦勝国の規範に沿った著作権を我国にあてはめる暫定措置が講じられ、戦時中の著作権の処理(旧植民地での著作権等の効力など)が定められたが、要は(旧)著作権法の戦前の効力の及ぶ範囲を特例として変更させるなどの一種の「戦後処理」の法律であった。元来、著作権法は、その効力は当該国の法が優位であるが、統治権限の変更に伴うこの種の法律は、昭和46年の沖縄返還時にも作られる。「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」は米国の著作権関連法から日本の著作権法への適用の例外措置が定められた。

我国では、沖縄返還の前年の昭和45年5月に、新たな「著作権法」が定められ、「(旧)著作権法」が廃止されている。この新しい著作権法は、平成12年11月に「著作権等管理事業法」の一部改正に伴う改正までの間、実に24回の改正が行われ

ている。こうした改正を経た現在の「著作権法」では、「著作者の権利」、「出版権」、「著作隣接権」、「私的録音録画補償金」、「紛争処理」、「権利侵害」までの124条と「罰則」18条、及び「附則」が整然と規定されている。昭和53年の第一回改正から平成12年の22年間に実に24回の改正(平成11年は4回の改正)が行われていることは、この間の社会の変化が如何に著しいものであったかかを反映していると云え、今後も改正の機会があるものと想像する。

3. 著作権の私的概観

現在の著作権法の考え方について整理を試みる。多くの著作物によって詳細な解説は存在するが、原理原則についての筆者の誤解・誤謬を敢えて示しつつ、後段の議論の「一応の論拠」としたい。誤解のある私的整理に対する読者諸賢のご指摘をいただければ幸いである。

(1) 著作権

著作権は、著作者の権利を保護するものであり、著作物の利用を「規制」するためのものではないことは様々な場面で指摘されている。そのとき、創作者である著作者の創作である保護されるべき著作物の規定が著作権のおよぶ地域文化や社会情勢の変化によって、その多様性を呈してくる。無方式主義と方式主義がその典型である。また、著作物の定義や明示にも国による違いが存在する。

(2) 我国の法律

無方式主義を採用する我国の著作権法の成立と経緯については既に概観してきた。22年間に24回の改正があったことは、技術の進展に伴う著作物の「複製」と「送信(公衆伝達)」に関する社会情勢の変化に加え、著作物にかかわる関係諸団体の「権利の主張の強弱」が反映されていると指摘する論調も見受けられる。

(3) 無体物の著作物

我国では、「無体物(形のないもの)」についても著作権を認めていることが特徴である。例えば、「小説の場合は、『ストーリー』そのものが著作物であって、これが書かれた『本』は、その小説の『コピー』にすぎない」と考える³⁾。「小説」は「ストーリー」の無体物の著作物であり、「ストーリー」を活字を用いて印刷する

ことは「ストーリーを『固定』した物」であり、「紙の束である『本』は著作物ではない」とする⁹⁾。同様に、音楽は「音として表現できる無形物の旋律」が著作物であり、それが「固定」されたCDやレコードは著作物ではなく、単なる「化学物質」であるとする。

同様に、絵画、彫刻、写真は、「影像」として感知される著作物であり、これらの著作物が「固定」されている「キャンバス（絵画）」や「ブロンズなど（彫刻）」や「印画紙（写真）」は著作物で有り得ず、これらに「固定」されている「構成」が著作物であるとする。

上記の説明には異論のあるところであろうが、この解釈は、我国の著作物に関する取り扱いが、「無方式主義」を採用していることによる説明である。著作物の登録によって「著作物」が認定される「方式主義」では、異なる説明がなされる。当該国の社会政策決定上の考え方によって採用される方式が異なる。米国は「方式主義」を採用している⁹⁾。

(4) 情報通信技術の進展に係る送信権（自動公衆送信権）

後述する財産権としての著作権で示されている内容であるが、「公衆伝達権/伝言権」に関係して、「自動公衆送信権」に関する考え方も日本の特徴である。この自動公衆送信とは「双方向性通信」のことである。主張する内容は、「放送」や「有線放送（有線放送はそれ以外の放送と区別されている）」では、受信機まで「常時の広域送信（broadcast）」しているのに対して、Internetなどの情報通信網では、伝達物が特定の「計算機（server computer）」に蓄積されており、受信者はこの特定の計算機に接続して初めて受信が行える。1986年に我国が初めてこの「新種」の送信権を設定した。即ち、世界で始めて「自動公衆送信されない権利」を規定し、「公衆から接続して受信できる特定の計算機に無許可で著作物を記憶（upload）」させた段階で「著作権の侵害」が発生すると定めている⁹⁾。

この考え方は、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(1996年12月、平成8年)」における条約に反映されており、我国は2002年に加入している⁷⁾。

(5) 各国の法律

文化庁の岡本氏は、「日本とオーストラリアの著作権に関する考え方が最も先進的」であり、「米国は遅れている」と指摘する⁹⁾。日本と米国における端的な差異は保護されるべき著作物の定義にある。我国と米国においては保護されるべき著作物の対象は共通しているが、その「形態」に関する考え方が異なっている。米国では保護されるべき対象の著作物とは「(何らかの媒体に)固定」されたものに限定しているのに対し、我国ではその限定がない。例えば、演劇の「振り付け」は我国では固定されているといないにもかかわらず「著作物」であるが、米国では固定されていない限り保護の対象とはならないか、何らかの形に表現（固定）して登録（申請）する必要がある⁹⁾。

この考え方の違いは、Internetで両国間の大学で遠隔授業を行う場合、米国の授業風景（授業の進行）は我国では著作物として認識され保護されるが、日本からの授業風景は米国では保護されないといった包括性の矛盾を生じることになる¹⁰⁾。米国では、保護を求める場合には、何らかの「契約/申請」を行う必要がある。

フランスの著作権法の特徴は、著作物の定義よりも、著作物として保護されるものが具体的に「多数明示」されていることが指摘できる。例えば、「服装及び装飾の季節産業の創作物」などは国柄をうかがうことができる。この保護対象は我国では「意匠登録」によって保護されることになる。情報分野では、「完成物」としての固定された著作物に限らず、「準備の概念資料」も規定されており、我国では意見の分かれるところである。

中華人民共和国では、我国の（旧）著作権法と同様、保護対象の著作物は「出版、実演、録音録画及び放送」において規定されており、計算機のプログラムに関しては明示されておらず、文言上からは該当しないのが特徴である¹¹⁾。

イタリアでは、データベースに関する記述が目にとまる。「データベースまたはその複製物のあらゆる形式による公衆への頒布、特定地域における権利者またはその同意のあるデータベースの複製物の最初の販売により、その地域内での複製物の再販売を管理する権利は消尽する

ものとする。」とあり、(同意のある)データベースの複製物を一度販売すると複製物の再販売を管理する権利がなくなるとしているのは興味ある規定である。関係法を知らないので財産権としての譲渡との関連性において疑問が残る。また、計算機のプログラムに関しては、かなり詳細で幅のある除外規定のあることも特徴である。

このように、各国の事情により、1国の著作権法は多様な幅と考え方が反映されていることがうかがえる(表1)。

(6) 加盟条約

「ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)」(明治21年に我国も加入)と「万国著作権条約(1952)」(1956年加盟)は共に1971年12月の改正(各々、1975年と1977年に効力発生)を得ている。両条約は、著作権の最低保護期間が各々50年、25年等の大まかな合意に加え、創造物作成時点で効力を認める無方式主義と登録により効力を認める方式主義、調印以前の保護も認める遡及効と発効後のものに認める不遡及性など、相異なる考えを抱擁している。

二次著作物等に関係する著作隣接権に関しては、俳優、歌手、演奏家などの実演家(定義は¹²⁾)の権利を定めた「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」(この国連条約には、日本政府は、「レコード」に関する保留宣言を行っている¹³⁾)、実演家の権利の保護を訴える目的で「レコード(聴覚的固定物)」に関する「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(1971年)」(1978年加入)がある。

1995年1月の世界貿易機関(WTO)の発足の前年に定められた文学的及び美術的著作物に関する著作権者の権利の保護と経済的活動に整合性を保つ目的でWTOの設立協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定)の「附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)(1994年)」(1994年加入)、世界知的所有権機関(WIPO)の「著作権に関する世界知的所有権機関条約(1996年);著作権条約」、同じWIPOが実演家とレコードに関する「実演及びレコードに関する世界知的所有権

機関条約(1996年);実演・レコード条約」(2002年加入)がある。WIPOの著作権条約では、計算機のプログラムとデータベースを著作物として規定している。

データベース(データの編集物)とは、「素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物」であり、その形式の如何を問わず、知的創作物として保護される。

計算機プログラムとは、「ベルヌ条約第二条に定める文学的著作物」として規定され、「コンピュータ・プログラムの表現の方法又は形式の如何を問わず」に保護される。計算機プログラムが文学的著作物と短絡しているわけではなく、文字として記述される文芸・学術・美術的な表現物として理解されている¹⁴⁾。

4. 著作権の私的整理

著作権に関する条約は、当該国の法律まで規定するものではなく、各国の著作権法はお国柄を反映して様々である。然し、著作権の構成が、人格権と財産権からなっていることは共通している。

(1) 著作権の基本的捉え方

著作権は人権である。世界人権宣言と国際人権規約にも「創作者の権利の保護」が明記されている¹⁵⁾¹⁶⁾。

著作権は人権としての著作人格権と財産権としての知的財産権(知的所有権)の双方の立場からの権利(知的財産権の一部)である。知的財産権には、1)「著作権」、2)「工業所有権」、3)集積回路配置図/種苗改良/不当競争防止などの「その他の権利」、から構成されている。

著作権は、無方式主義国では、著作物が創作された時点で自動的に発生し、著作者の死後一定期間が保護されている。保護機関の年数は国によって異なり、80年から30年までなど様々である。

著作権(原則としての)保護期間の例:

80年:コロンビア;75年:グアテマラ;
70年:米国,アルゼンチン,英国,イタリア,ドイツ,フランス,ブラジル等;
60年:インド;50年:日本,中国,等「ベルヌ条約」と「万国著作権規約」に加盟する多くの諸国;30年:イラン

(2) 著作物の種類

著作物には、個人あるいは法人としての著作者が存在する。そして、著作物には、1)「原著物」、2)「二次的著作物」、3)「著作権の無い著作物」の3つに分けることができる。

ア. 原著物

既に指摘したが、保護されるべき著作物の「定義」が国によって異なる問題は存在するが、原著物の対象となるものはほぼ共通しており、以下に掲げる内容となる。表1には、我国の考え方と異にする国として米国とフランスの保護対象著作物を対比させている。

イ. 二次的著作物

- ・現著作物の翻訳、編曲、変形、翻案して作成したもの

- ・百科辞典、辞書、新聞、雑誌、詩集、等の編集物
- ・電子的に編集・収録した編集物で我国では「データベース」という¹⁷⁾

ウ. 著作権のない著作物

- ・国の憲法、法令、条例や行政上の規則
- ・国、地方公共団体、独立行政法人の告示、訓令、通達
- ・裁判所の判決、決定、命令
- ・上記の3区分のもので、国、地方公共団体、独立行政法人が作成する翻訳物や編集物

(3) 著作者の権利

上で示した原著物の著作物には、個人あるいは法人としての著作者が存在する。この著作者には、世界人権宣言や国際人権規約に明記さ

表1 日本/米国/フランスの著作権法に明記されている著作物の表現例

日 本	米 国	フランス
言語の著作物	言語の著作物	文書の著作物(書籍、小冊子、文芸；芸術と学術)
(講演、演説等は言語の著作物の範囲として認められている)	(講演、演説等は認められるが、あくまでも「固定」されたもの)	講演、演説、説教、口頭弁論の著作物；同性質のもの
音楽の著作物	音楽の著作物(言葉を伴うものを含む)	歌詞を伴う、又は伴わない楽曲の著作物
録音の著作物	レコードの著作物	
(演劇の著作物は非明示的)	演劇の著作物(音楽を伴うものを含む)	演劇用又は楽劇用の著作物
舞踏・無言劇の著作物 (明示的ではないが演出も含まれる)	無言劇、舞踏の著作物 (演出も固定される必要がある)	演出が文書その他の方法で固定されている舞踊の著作物 サーカスの出し物及び芸当並びに無言劇
美術の著作物	写真、図形、彫像の著作物 (絵画は美術的図形と認識)	素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版画の著作物
写真の著作物		
建築の著作物	建築の著作物	図形及び組版の著作物 写真の著作物及び写真に類似する技術を用いて製作した著作物 応用美術の著作物
地図・図形の著作物	(写真、図形、彫像の著作物に相当と解釈)	図解及び地図 地理学、地形学、建築学及び科学に関する図面、略図及び模型
映画の著作物	動画とその他の視聴覚著作物	視聴覚の著作物：映画の著作物その他の音を伴う、又は伴わない影像の動く連続から成る著作物
計算機のプログラムの著作物	(記述された)言語の著作物と解釈	ソフトウェア(準備の概念資料を含む) (完成物に限定せず)
(服飾/装飾等は意匠登録)	(服飾/装飾等は意匠登録)	服装及び装飾の季節産業の創作物 (流行の要請に応じて製品の形状をしばしば一新する産業、特に婦人服、毛皮、下着類、刺しゅう、婦人帽子、靴、手袋、革製品、最新流行の、又は高級婦人服用の布地、装飾品製造者及び靴製造者の製品並びに室内装飾用布地の製造業は、服装及び装飾の季節産業とみなされる)

れている人権にかかわる権利が発生する。

この著作者の権利には、2つの区分から構成される。人格の保護の立場と著作者の財産や利益の保護に関する区分である。

著作者人格権：人格としての著作者自身の権利であるので、譲渡や相続することはできず、「一身専属権」として規定される。著作者の死亡により消滅するが、死後も一定の範囲で保護される。従って、著作物に対して、著作者の死後に「根拠のない否定や悪意の論評などを行う」ことは許されず、著作者の人格は保護されている。

著作権（財産権）：著作物の財産としての立場であり、一部あるいは全部が譲渡・相続することができる。この財産権により、被譲渡者や相続者という概念が発生する。著作者には「著作者個人」と「法人著作者（職務著作）」に分類される¹⁸⁾。

ア. 認められる権利－原著作物－

著作者に認められている権利には、著作者人格権と著作権（財産権）の両視点からの権利が定められている。但し、著作権に関しては、音楽、映画、写真、脚本、美術などの著作物の種別により、認められている権利の内容が「微妙」に異なることに留意する必要がある。この不規則性に関しては、「主張する関係組織の主張の強さ」が反映しているという解釈が岡本により指摘されている⁸⁾。

イ. 著作者人格権からの保護される権利

- ・公表権（publication）：自身の創造物の公表/非公表，時期/方法，等を決定できる権利
- ・氏名表示権：自身の氏名の公表の可否，実名/変名を決定できる権利
- ・同一性保持権：意に反して改変されない権利

ウ. 著作権（財産権）からの保護される権利

- ・複製権（copyright）：著作物の有形的な再生を行う権利
- ・上演権，演奏権：公に上演/演奏などを行える権利
- ・上映権：公に上映する権利
- ・公衆伝達権，伝言権：公衆伝達手段を用いて伝達する権利

- ・口述権：朗読などの方法で口頭で伝える権利
- ・展示権：美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
- ・頒布権：映画の著作物の複製物を頒布する権利
- ・譲渡権：映画以外の著作物の原作品または複製物を公衆へ譲渡する権利
- ・貸与権：映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
- ・翻訳権，翻案権：二次著作物の創作に関係する権利で，翻訳，編曲，変形，翻案する権利
- ・二次著作物利用権：二次著作物の著作者が有するものと同じ権利

エ. 認められる権利－著作隣接権

原著作物の創作者ではないが，著作物の伝達に重要な役割を果たしている「実演家（演奏家）」、「レコード製作者」，「放送事業者/有線放送事業者」に限定して認められている権利がある。出版者にとってはレコード製作者と同等の著作隣接権の主張があっても不思議ではないが，レコード製作者の強い主張や出版の歴史的な慣行などの関係で含まれていない。

この著作隣接権に関する権利には，上記の3つの範疇に従い，幾つかの権利が認められている。私的理解では，特定の著作者と利用者限定した一種の「二次的利用の法的正当化」であるが，詳細については，後段に掲げる参考資料に譲って省略し，項目だけを示す。

演奏家の著作隣接権：

氏名表示権，同一性保持権，録音権，録画権，放送権，有線放送権，商業用レコードの二次使用料を受ける権利，譲渡権，貸与権，送信可能権（尚，カラオケを歌う歌手にもこの著作隣接権が及ぶことが岡本氏の著書に指摘されている。）

レコード製作者の著作隣接権：

複製権，商業用レコードの二次使用料を受ける権利，譲渡権，貸与権，送信可能権（尚，岡本氏と同じ著書には，一般人が「SLの音」などを録音した場合にも，レコード製作者としての著作隣接権を保持し

ていることが指摘されている。) (映画の製作者は著作権者であるが、レコード製作者は著作隣接権者である。) (レコード製作者に演奏家がその実演の録音を許可した場合、レコードの売り上げ枚数などに応じた支払いを受けることが自動的に決まっているが、ビデオの出演者はビデオ録画の報酬は得られても、ビデオの売り上げに応じた支払いを得たい場合はそのような「契約」をする必要がある。) (レコードのこの特殊性は主張する団体の主張の強さに依存したものとされており、録音された実演者の許諾権も最初の1年間に限定され、残り49年間は支払い請求権だけが認められているのも日本の特徴である。)

放送事業者の著作隣接権：

複製権、再放送権、有線放送権、テレビジョン放送の伝達権、送信可能権(レコード製作者や放送事業者は、「利用者」と「著作隣接権者」でもあることとなる。)がある。放送事業者の著作隣接権が及ぶ範囲は、著作物でなくとも「伝達」できるのが特徴である。「シナリオ」のないスポーツの試合は「実演(著作物の定義の1つ)」ではないが、その放送には著作隣接権が適応される。報道番組は「事実」を伝えるもので著作隣接権の範疇である。然し、報道の即時性が失われた時点で再放送を行う場合、録画されている人物の「肖像権」の問題が発生する。

(参考) 出版社は？

レコード製作者と類似性が存在するようであるが、現在は何の権利もないのが実情である。本の装丁や読みやすい字体の選択と配置などを出版社は主張しており、何らかの権利が与えられる方向で議論が進んでいるようである。

著作隣接権で認められているのは、上記の3区分だけが対象となる。原著作者の許諾(場合によっては適切な報酬を含む)の下に、「演奏家」と「レコード製作者」および「放送事業者/有線放送事業者」の権利が二次使用を含めて、「著作権法」の第4章に合計6節・16条を割いて詳細に規定されている。著作隣接権が認めら

れている3者の立場からの強い要望と法制化への働きかけの帰結であると想像出来る。

(3) 何が尊重/留意されるべきか

「(有益な創造物を利用させていただく)人の同義的感覚」としての「倫理観」が介在することは非常に判りやすい。これは、人権の一部の「著作人格権」として、法的に3つの権利が世界中の合意の下に認められており、異議の介入する余地はない。

然し、創造物の「財産権」としての捉え方は、文化的・社会的・政治的判断が介在しやすく、一筋縄で律しきれない。各国の取り扱いが異なるのもこのことを反映している。

創造的著作物の「(全体あるいはその一部の)複製」を手元に残さない場合には、「財産権」としての著作権を侵害する機会は極めて稀であり、「見せていただく」、「聞かせていただく」、「読ませていただく」、「触らせていただく」人は人格権への配慮に留意すればよい。根拠のない批判や誹謗・中傷をその著作物と著作者に対して行わないことに心がければよい。あるいは、著作物の内容を「改変」しないことと「(スジや構成などを含め)盗用」しないことに留意すればよい。

ところが、著作物の「複製」を手元に置く瞬間に、「財産権」を侵害する「可能性」が発生する。教育や研究の現場では、複製をとることは日常茶飯事の必要事項である。どの様な場合に、「複製」が認められる(著作者の権利が制限される)かについて、日本における「考え方」を理解するかが我々に求められている。これらは一般に「特例措置」として知られている。

ア. 特例措置と誤解

著作権の制限に関しては、第三十条から五十条に規定されている。これまでの私的整理の過程で、不慣れな条約や法律の本文を直接参照してきたが、判らないことが幾つか存在する。一般に「特例として許されている行為」の具体的な論拠については、いくら条約や法律の本文を眺めてもそれらしき具体的記述が見当たらない。そこで、著作権に関する「Q&A」などの解説書などにたよることになるが、何となく理解できても微妙な部分になると「具体的な判断は裁判所に委ねる必要が

ある」という表現が散見される。

我々としては、他人の著作物を参照し利用する際の「適法性」を合理的に判断できる方法を知りたいのであるが、残念ながら、自然科学法則のように、法則を理解すれば万人が辿りつく「合理的な帰結」が得られるような「代物」ではない。

この小論の作成にあたり、初段に掲げた「想定事例」の判断に関して何度か「然るべき公的組織」に問い合わせたが、それほど明確に納得できる説明は得られなかった。はっきりしたことは、例えば、我々の日常で交わされる幾つかの「教育上の特例」は、法律に示されているものでもなく、政府の関係機関からの「〇〇告示」、「〇〇規則」、「〇〇通達」などで補足説明文化されているものではなく、裁判による判断などを「手本」として「常識的に判断/創作」されたものであるということである。以下に、大方の認識として幾つかの著作権に関する制限的特例について更に私的整理を試みる。

例1 (私的利用としての複製)

著作権の制限は第三十条(私的利用)に示されている。更に、第一百四(二項から十項)では、私的複製に用いる無収録の電子的保存媒体などに録画補償金を付加できることなどを規定している。私的利用としての複製が認められるのは、自身と自身の家族などの限られた範囲の私的使用のためだけである。そして、非常に精緻に複製が可能な電子的媒体方式の録音・録画機器を用いる場合には、補償金の支払(mandatory deposit)が求められる。この種の複製機器や媒体には、購入時に事前にこの補償金が価格に含まれている場合がある(DAT, MD, DCC, CD-R, CD-RW, DVCR, D-VHS, MVDISC, DVD-RW, DVD-RAMなどの機器と媒体)。

例2 (図書館や教育目的の複製)

「教育的利用」に関して高等教育機関に関するものは、第三十一条(図書館利用)、第三十二条(引用による利用)、第三十三条(K12教育等の教科用利用;有償規定)、第三十四条(学校教育番組;有償規定)、

第三十五条(教育的複製)、第三十六条(試験問題;営利の有償規定)等が上げられる。

「著作者への通知」と「著作権者への一定の補償金の支払い」が要件となる利用には、1)教科書への掲載、2)学校教育番組での放送、3)営利目的のための試験問題への掲載、がある。

「点字」による複製や保存は弱者への配慮から自由であり、通信網による送信まで行える。また、点字図書館や盲学校の図書室などの一定の施設において視覚障害者向けの貸し出し物として著作物の録音ができる。

学園祭などの営利を目的とせず観客から料金を取らない場合は、出演者への報酬がないものとして上演/演奏ができる。町内会での上演や演奏にも適応できる。

展示会の開催者は、展示する著作物を解説・紹介のための小冊子に掲載できる(展示会の著作物の出展が著作権者の了解を得ていることを前提としているため)。

建築物や公園にある彫像などは、写真撮影が行える。但し、芸術的な意義のある建築物は除かれる。

現状の公的な図書館の機能を有する機関における著作物の利用に関しては、初等中等教育(primary/secondary education)、高等教育や生涯教育(tertiary education)における教育方法論と学習者の要望/環境の変化に対応できる包括的な合意と整備の必要性が指摘されている。例えば、経済協力開発機構(OECD)の教育理事会は、1998年に報告書を提出している。OECDの報告書では、現代社会の教育環境の変化の柱として、「学習者中心の学習」、「(資料の)利用性(accessibility)」、「遠隔教育」を指摘し、豪州のGrifith大学の例を引用して考慮すべき事項を詳細に説明している¹⁹⁾。従って、近い将来的には公的図書館や教育目的の利用に関しても世界的な枠組みの改変があると十分に想像出来る。

例3 (広報的特例)

「点字」による複製/保存と送信利用は、

視聴覚障害者への「広報的特例」の範疇であるかもしれない。新聞/雑誌等の時事問題に関する論説は、「転載禁止」の表示がなければ、他の雑誌や新聞への転載や放送ができる。

公開の場で行われる政治上の演説や陳述は、特定の著作者のものを編集して利用する場合を除き利用できる。

情報公開法/条例に基づき開示された著作物は、複製/再生ができる。

注意：（業務上の利用）

「業務上の複製」を自由に行うことは我国では否定されている。基本的には著作者や著作権者の許諾が必要となる（後述）。

5. 想定事例と行動の規範

これまでの整理は、著作権に関して私の不勉強を再確認しつつ行ったものである。以下に、教育と研究に係る応用的想定事例を掲げて、著作権に関する考察を試みる。

（1）授業で利用する複製資料の配布

適切な範囲で、「授業の担当者自ら複製」して「配布」することは認められている。「担当者以外」がこれを行うことは認められていない。勿論、余分の資料を第三者に目的外に譲ることは許されていないのが日本の法律である。

配布資料にあっては、例えば、複数の演奏家の「奏法の比較」を主題とする授業資料のために、録音固定された一部を磁気媒体等に収録して配布することは現状では「困難」で、著作者や著作権者の承諾を得る必要がある²⁰⁾。理由は、奏法の違いを提示するなら「教室」において示すことが可能であり、且つ、磁気媒体による複製の正確さとその容易で完全な孫複製が行われる可能性があり「適切な範囲」を超えると考えられるからである。

配布資料が「絵画」の場合、例えば多数の作者による「同一題材」の描画法の違いを説明する資料の配布では、音楽演奏の場合と異なる判断が可能である。複数の絵画を印刷用紙に配列した資料を配布することに問題はないと考えられている。然し、それらを品質の劣化を伴わないデジタル保存して配布する場合には、音楽演奏の場合と同じ問題が発生する。

絵画や彫像などの写真や映像は第三者が照明や構図を勘案しながら撮影した著作物（この場合、原著作物の著作者や著作権者の了解が必要）である場合がある。この場合、デジタル複製であっても、同一性保持権を確保できるかという問題があり、了解が必要となろう。芸術的な写真でなくとも、著作権者が無断複製禁止を主張している場合にはできない。美術館や博物館の展示品の取り扱いは、我国と諸外国で異なることは注意を要する。伝統的な「写真撮影禁止」の表示や神社仏閣での写真撮影禁止の主張は別な論拠があるようである。

最も大切な事項は、人権である著作者人格権を最大限尊重し、その「出典情報」を丁寧に提示することである。「引用」に関しては著作権法で規定されているところであるが、教育の場での細心の人権への配慮から当然の認識として捉えるべきである。

（2）教育方法/職員研修のための一部の著作物の複製

この場合、「授業の利用」とは一線を画した考え方をとっているのが日本の考え方であり、自由な複製は許されていない。主な理由は、「業務上の利用」であるというものである。業務上の利用が許されているのは「行政の目的のための内部資料」である。対象が広い研修会では、著作権者の承諾が必要となろうが、「私的」な研修会であれば「私的利用」の範囲で一定条件の下で認められると思われるが、多くの「Q&A集」には、「職場での研修利用」では、「許諾」が必要であると記載されている。「職場が主催する研修利用」と解されるべきかと思われるが、表現や論拠は不明である。

ただ、平成3年に設立された「日本複写権センター」（平成10年に法人化）に加盟する方法が準備されているが、当該センターに登録されている「管理著作物リスト」を見る限り、写真/美術/脚本/シナリオ/文藝に集中している²¹⁾。元来、この種の「Copyrights Clearance Center」の発想は、著作権の方式主義を採用する立場からの発想であった。無方式主義の限界なのかも知れない。

同様の疑問が散見されるのが、「研究会での利用」である。諸外国では、「著作権の制限」

について、「学術・研究に関する利用」が明示してある場合があるが、我国では「学術・研究利用」における著作権の制限は明示されていない。もっとも、学術・研究利用は「私的利用」の範疇にあると考えられる可能性はあるが、例えば、ある特定の個別研究に専ら携わる研究所では研究を行うことが「業務」であると思われるが、その研究所の研究員は許諾のない複製は許されないであろうか。教育機関でも非営利機関でもない企業の研究所では許諾のない複製が許されないのであろうか。「学術」や「研究」を「隠れ蓑」とされる危険性は理解できるが、各国の考え方は多様である。フランス、米国、日本の著作権の制限に関する記載を表2に示す。

(3) 「例1」の資料の配布に関する今日的想定事例 (Internet/公衆送信技術利用)

今日、e-learning や遠隔教育といった教授/学習形態が注目/推進されている。この時、従来のような著作物を複製した資料の配布は原則として極めて困難であることが指摘できる。「複製」の問題に加えて、「送信権」に触れることになるからである。授業の資料としてInternetなどの送信技術を利用した配布は、法律や条令あるいは情報公開法などに基づき開示されているものを除き、「自作物」にほぼ限定されることに特に注意することが必要である。

他方、教員が教材として使用するために、既存の著作物をデジタル化することは複製の範囲内で認められている。そして、適正な数の計算機にその教材を一時的に保存(記憶)させることは、担当者自ら行うことを前提に差し支えないと考えられているようである²²⁾。塾などの営

表2 学術・研究利用に関する著作権の制限事項の特徴的な明示の例

フランス：学術利用の明示	米国：調査・研究利用の明示	日本：学術・研究利用の明示無
<p>第211-3条 この章において創設される権利の受益者は、次の各号に掲げられることを禁止することができない。</p> <p>(1)もっぱら家族の集まりにおいて行われる私的かつ無償の上演・演奏</p> <p>(2)複製を行う者の私的使用に厳密に当てられる複製であって、集団的使用を意図されないもの</p> <p>(3)出所を確認する十分な要素があることを条件として、</p> <p>(a)要約及び短い引用が挿入される著作物の批評、評論、教育、学術又は報道としての性質によって正当とされる要約及び短い引用</p> <p>(b)新聞雑誌の論説紹介</p> <p>(c)政治上、行政上、司法上又は学問上の集会並びに政治上の公開の集会及び公式の儀式において公衆を対象として行われた演説を、時事の報道として、全体までも伝達すること。</p> <p>[利用に際しての出展情報の明示を強調している。][日本では、著作権法第三十二条において「引用して利用できる」ことが明示されている。]</p>	<p>第107 排他的権利の制限：適正利用第106 および第106Aにかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物の適正利用(複写またはレコードへの複製その他第106の定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用が適正利用となるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。</p> <p>(1)使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的を含む)。</p> <p>(2)著作権のある著作物の性質。</p> <p>(3)著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。</p> <p>(4)著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。</p> <p>上記の全ての要素を考慮して適正利用が認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。</p> <p>[適正利用の最終判断は裁判所で行われ、個人で勝手に判断できない。][「教室における」教育利用という規定も特徴である。]</p>	<p>(学校その他の教育機関における複製)</p> <p>第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>(試験問題としての複製)</p> <p>第三十六条 公表された著作物は、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。</p> <p>2 営利を目的として前項の複製を行なう者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</p> <p>[著作権の制限に関しては、第三十条から五十条までに規定がある。][「学術」や「研究」という用語は見当たらない。]</p>

利目的の場合は、当然対象外となる。

他方、デジタル化した著作物（実演やレコードも含む）は、「自動公衆送信可能」（「放送」ではない）な機器に保存（upload）することを禁止する規定が我国で導入され、世界的な基準になりつつある。「自動公衆送信可能」な装置の利用が避けられない e-learning や遠隔教育では、教育的目的のための著作物の一部の複製を教材として使用できないと判断できる。従って、e-learning や遠隔授業では、その「内容/題材」や「方法論」も従来型の授業とは異なるものが求められると思われる。もっとも、e-learning の概念は、従来型の「直線的教育（linear education）」に替わる新しい考え方や形態の授業（学習）を提供するための方法論としてその意義が議論されてきた経緯があるので、真剣に計画される場合には、著作権の問題は大きな障害にはならないのかも知れない。国際遠隔授業では、然し、包括性の問題が発生する。

(4) 「Internet/公衆送信技術」の利用に関する補足的想定事例

Internet（公衆送信技術）を利用した「Web Tool/Class」といった市販の様々な分野の学習教材が多数市販され、昨今の大学改革の流れの中で、多数の教育機関で導入されはじめている。語学教育での CALL（Computer-Aided Language Laboratory）もその範疇に入る。これらの中身（コンテンツ）は明らかに著作物である。著作者や著作権者が企業であっても個人であっても著作者本人はその創造物の公衆伝達権を有している。この財産権は譲渡することができる。他方、「買取契約」と「譲渡契約」とは別物であると考えられている。譲渡を確実なものにするには（使用/買取）契約の中に、譲渡を前提とした買取であることを明記する指導が行われている。然し、1つの同じ著作物は複数に完全譲渡することはできない筈である。また、譲渡が行われても著作者人格権（特に同一性保持権）は対象外である。学習教材を目的の教育のために利用したい場合、その目的により合致するような形（一部の改変）で用いたいという考えも発生しうる。

教育機関が市販の学習教材を「導入」ということはどのような「契約上の配慮」が求めら

れるのであろうか。自宅からもその教材を利用できる利便性を考えれば、「購入者」は Internet の自動公衆送信技術を利用して「中身」を学習者に「伝達」する必要がある。この時、著作物の公衆送信権に基づく「許諾契約」を十分に考慮しておく必要がある。「中身」の蓄積や公衆送信にかかわる規定は、著作権二十三条と六十三条において規定されている。この「中身」の使用許諾（販売における利用条件の詳細）に関しては、学習教材販売員に尋ねても「意外」と明確な知識が帰ってこない。この種の教材の購入/契約に際しては、「許諾範囲」の確認に特に留意し、教育上の導入目的に最大限に合致するような考慮を巡らす必要があると思われる。

(5) 「はじめに」示した4つの例に対する考察

本小論の初段で4つの著作物利用について触れた。「1」と4)）に関しては、担当者の責任で適切な処理（別の担当者に渡せない）をすべきことは自明である。「2」（複写物が音楽や絵画）」の場合は、問い合わせた結果として指摘された内容は既に述べた。音楽の場合は、「奏法の違いなどを『教室』で聞かせる」ことは問題がないが、電子媒体で資料を配布することは問題がある。絵画や写真の場合、必要なら印刷して配布することは問題がない。では電子媒体での配布はどうであろうか。「3」（Web Page による提示）」の場合はどうであろうか。明らかに「自動公衆送信装置」を利用することは我国の場合は許されない。自動公衆送信装置の定義が一般の利用者が誰でも接続して利用できるものであるならば、「接続制限の工夫（User ID, password など）」を行った場合は自動「公衆」送信装置の「公衆」が外されて対象外となるのであろうか。Web Page による資料の提示に関して、米国の教育利用のための著作権の制限では、「教室における利用」という条件が法律に明文化されているが、我国では明文化されていない。加えて、遠隔教育の拡大には、米国の「教室における利用」は障害にはならないのであろうか。

私の判断は、「現段階では、著作物の電子媒体による複製物は、資料としての配布を控える」というものである。理由は、「配布資料の正確

な複製」が行えるからである。教育の場所が教室の場所に限られる必要はない（野外実習など）が、その場合には、当面は、配布資料は担当者の完全な自作物であるべきであろう。その自作物はおそらく担当者の著作物となるが、著作者の著作者人格権（公表権）と著作者財産権（公衆伝達権）によって、Web Pageでも電子媒体でも自由に配布できる。

まとめ

以上、著作権に関して、現状における認識と教育研究上の私論を述べてきた。著作権に対する考え方は、無方式主義と方式主義によって著作物の定義そのものが変わること、また、同じ主義を採用していても、国によって考え方に差があること、更には、特に財産権に係る権利の規定は経済や貿易上の直接の利害が関係することも認識できた。従って、著作権の問題は、国境を越えての「共通の具体的な規範」がなかなか成立しにくいことも理解できた。

経済協力開発機構は、教育の分野でも多彩な活動を行い、加盟各国の政策的な指針に関する提言も行っている。教育理事会（Directorate of Education）が主体になって行われている国際学生評価計画（Programme for International Student Assessment, PISA）は著名である。このOECDが高等教育を含む「三次教育（Tertiary Education）」について興味ある報告書を作成している。背景には、教育/学習方法の変容と技術的激変およびそれらに伴う学習形態の変化がある。遠隔教育とe-learningは現状改善への具体的想定事項の双璧である。

世界中の教育に関係する人々にとって、新しい教育方法や学習者への教育環境の提供を構想するとき、幾つかの障害と考えられる事柄も存在する。その新しい教育を希求し進展する必要があるのなら、1つの方法として、関係者が「改善すべき事柄を強く主張」し法律に反映させる努力をすることであろう。

「著作権の制限（権利の制限）」は「土地収用法」に類似すると言われている。人格権や財産権が一部制限される必要が認められるためには、正当な理由がなければならない。仮に、新しい教育方法や学習方法が必要でそのために一部の権利の

解除が求められるならば、そのような事例を多数準備してその教育/学習方法に効果のあることを示す必要がある。そのような人々の意見が大勢を占めるまでには、然し、長い道のりがあることも想像に難くない。

個人的には、教育利用の著作物の複製に関しては、可能な限り「消極的」に対処し、自身の著作物としての資料を準備して、新しい教育観に基づく遠隔教育やe-learningなどの実現に努力したいと考えている。

【補足】本稿を脱稿・提出した後（12月17日）

に、文化庁からのお知らせの学内通知文書が手元に届いた（12月18日）。内容は、「5. 想定事例と行動の規範」で指摘した著作権の特例（教育利用）の疑問点の一部が改善されたものである。通知文書によれば、1）複製を作成することができるのは授業の担当者以外にも「生徒」も複製制作と配布が可能、2）著作物を利用した授業の内容を「同時」に別の会場（遠隔授業）に送信が可能、3）著作物を利用した従来の試験問題（紙媒体）を「Internetを利用した試験」にも拡大できる、の3点が指摘されている。私見では、未だ解決すべき問題のあることを指摘できるが、改善であることには変わりはない。平成16年1月1日からの特例措置の拡大である。

註と参考文献

- 1) Marshal H. McLuhan, "Understanding Media: The Extensions of Man" McGraw-Hill, N.Y. (1964); Michael Heim, "The Metaphysics of Virtual Reality" Oxford University Press, N.Y. (1993)
- 2) <http://www.cric.or.jp/db/z.html>
- 3) 岡本薫, 「社会教育関係者のための マルチメディア時代の著作権—「人権」を守るために」, 第二章, (財)全日本社会教育連合会 (2001)
- 4) 同上, 第三章; 原作者水木杏子の「ストーリー(文章)」を元に漫画「キャンディーキャンディー」(いしがしらゆみこ作)の利用に関して、「ストーリー」の原作者(名木田恵子(水木杏子))が権利のあることが確認された。
- 5) 「方式主義」とは、著作者が自身の著作物について、個別に然るべき機関に「届け出る」ことから始まる。米国政府はこれら著作物の登録機関であり、<http://www.copyright.gov/forms/>には、

- 著作物の種類に応じた申請書が掲げられている。
- 6) 昭和 61 年, 著作権法一部改正; 「(自動公衆送信の場合にあつては, 送信可能化を含む。)」という文言の「送信可能化」という表現が「Upload」の行為を含んでいる; 例えば, 著作権法の(公衆送信権等)に関する記述に, 次の内容があり, 「送信可能化」という文言が現れている。
- 第二十三条 著作者は, その著作物について, 公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては, 送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。
- 2 著作者は, 公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。
- あるいは; (著作物の利用の許諾)
- 第六十三条 著作権者は, 他人に対し, その著作物の利用を許諾することができる。
- 2 前項の許諾を得た者は, その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において, その許諾に係る著作物を利用することができる。
- 3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は, 著作権者の承諾を得ない限り, 譲渡することができない。
- 4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は, 契約に別段の定めがない限り, 当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。
- 5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が, その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については, 第二十三条第一項の規定は, 適用しない。
- 7) 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(1996年12月, 平成8年)がある。
- 8) 岡本薫, 「CIEC 第 28 回研究会 ネットワーク時代の著作権法」, 於: 大学生協連(東京/杉並), 2001年5月, CIEC Newsletter, No.25, Dec., pp.2-25 (2001) (<http://www.ciec.or.jp/> から pdf にて入手可能)
- 9) <http://www.copyright.gov/>; <http://www.copyright.gov/forms/formpai.pdf> には演劇などの著作物としての登録様式がある。
- 10) MIT では, 行われている授業の風景が Internet で配信されている。
- 11) <http://www.cric.or.jp/db/z.html>
- 12) 「実演家, レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(1961年)」(1989年日本加入), 第三条において, 「実演家」とは, 俳優, 歌手, 演奏家, 舞踊家その他文学的又は美術的著作物を上演し, 歌唱し, 口演し, 朗詠し若しくは演奏し又はその他の方法によって実演する者を規定している。
- 13) http://www.cric.or.jp/db/z/jr_index.html の一番最後に3点の保留を宣言している。
- 14) ベルヌ条; 第二条 【保護を受ける著作物】
- (1) 「文学的及び美術的著作物」には, 表現の方法又は形式のいかんを問わず, 書籍, 小冊子その他
- の文書, 講演, 演説, 説教その他これらと同性質の著作物, 演劇用又は楽劇用の著作物, 舞踊及び無言劇の著作物, 楽曲(歌詞を伴うかどうかを問わない。), 映画の著作物(映画に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。), 素描, 絵画, 建築, 彫刻, 版画及び石版の著作物, 写真の著作物(写真に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。), 応用美術の著作物, 図解及び地図並びに地理学, 地形学, 建築学その他の科学に関する図面, 略図及び模型のような文芸, 学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む。
- (2) もつとも, 文学的及び美術的著作物の全体又はその一若しくは二以上の種類について, それらの著作物が物に固定されていない限り保護されないことを定める権能は, 同盟国の立法に留保される。
- 15) 世界人権宣言, 第 27 条
- 1 すべて人は, 自由に社会の文化生活に参加し, 芸術を鑑賞し, 及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は, その創作した科学的, 文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。
- 16) 国際人権規約: 経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A 規約), 第十五条
- 1 この規約の締約国は, すべての者の次の権利を認める。
- (a) 文化的な生活に参加する権利
- (b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利
- (c) 自己の科学的, 文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利
- 2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には, 科学及び文化の保存, 発展及び普及に必要な措置を含む。
- 3 この規約の締約国は, 科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。
- 4 この規約の締約国は, 科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。
- 17) 百科辞典, 辞書, 新聞, 雑誌, 詩集等の「電子的編集物」は「データベース」である。
- 18) 組織の個人が業務上作成した著作物は, 事後処理が複雑になる理由から, 一般には当該組織が著作者と著作権者を認められるが, そのための条件として, (1)組織の発意, (2)組織の名の下に公表すること, (3)作成時の契約や勤務規則等に別段の規定がない, という3要件が必要となる。また, 外部業者に著作物の作成を委託した場合は, 委託した業者が法人著作者となる。依頼主が著作者となりたい場合には, 著作権の譲渡契約を行う必要がある。
- 19) “Libraries and Resource Centers for Tertiary Education” by OECD Experts Meeting, Paris, 9-10 March (1998); <http://www.oecd.org/> から

- 入手できる。
- 20) 著作権情報センターへの問い合わせへの回答。
- 21) <http://www.jrrc.or.jp/>
- 22) 半田正夫, 「マルチメディアと著作権」, (社) 著作権情報センター, (2003) (同センターからの無料の資料)